

参考資料 4

保険薬局の設置に係る工事区分等

1 工事範囲

原則として、対象室内のみとなります。ただし、サイン、空調設備等で機構が許可した部分を除きます。

2 設計における注意点

- (1) 保険薬局用途以外に変更はできません。
- (2) 臭気、騒音が発生する部屋は、十分に対策を行ってください。
- (3) 本体建物の構造躯体等に損傷を与える行為（はつり、穴あけ）は一切禁止します。
- (4) 関係法令を遵守し、行政指導に従って設計を行ってください。

3 施工内容、施工方法等の承諾

設計図を機構に提出し、施工内容、施工方法等について機構が承諾の後、C工事に着手してください。B工事が必要な場合には、C工事よりも先行又は同時にB工事を実施する場合があります。

また、対象室外でC工事を行う場合には、本体建物に損傷を与えないよう十分注意して施工を行ってください。

4 工事区分

工事区分の定義は次のとおりです。（工事区分表は別紙のとおり。）

	A工事	B工事	C工事
内 容	基 準	C工事の都合により、A工事部分の変更を伴う工事	A工事部分の変更を伴わない純然たるテナント工事
費 用 負 担	機 構	受託者	受託者
財 産 区 分	機 構	機 構	受託者
原状回復義務	—	受託者	受託者
発 注 者	機 構	機 構	受託者
設 計 者	機構が決定した業者	機構が決定した業者	受託者の指定する業者
施 工 者	機構が決定した業者	機構が決定した業者	受託者の指定する業者

機構…地方独立行政法人広島市立病院機構

5 テナント設計に伴う各種届出の費用負担について

B工事又はC工事によって発生した本体建物の建築確認申請（変更）、消防計画書（変更）、省エネ法届出（変更）等に要する費用が発生した場合は、受託者の負担とします。

6 明け渡しと原状回復について

契約期間の満了、解約及び解除、その他の事由によってこの契約が終了した場合には、受託者は遅滞なくその負担において諸造作、什器、備品等をすべて撤去し、原状回復の上、これを機構に明け渡すものとします。

ただし、機構がその必要がないと認めたときは、この限りではないものとします。

7 その他直接経費の負担

必要な諸経費については受託者に別途負担していただきます。

- (1) 電気料金、水道料金、ガス料金
- (2) ごみ処理費（処理・処分）
- (3) 通信設備使用料（電話回線を引き込んだ場合）
- (4) テナント内の衛生管理（清掃・害虫駆除及び廃棄物処理）
- (5) テナント内床・壁面・窓ガラス等の清掃費
- (6) 営業に必要な各種手続き
- (7) その他必要経費

8 その他

携帯電話の受信エリア環境が整っています。